名称　宇出津港東第二防波堤灯台
位置
所在地　石川県宇出津港（東第二防波堤外端）
北緯　三七―一七―五四
東経　一三七―〇九―二四
変更した事項　光度　八九〇カンデラ
光達距離　九・〇海里
変更年月日　平成二十一年十二月二十一日
記事　一時変更

名称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（P三灯）
位置
所在地　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）の北北東方約二メートル
北緯　二四―二〇―〇三
東経　一二四―〇九―四二
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十一年十二月二十一日
記事　一時変更

名称　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（P四灯）
位置
所在地　石垣港サザンゲートブリッジ橋梁灯（L一灯）の北北東方約五三メートル
北緯　二四―二〇―〇三
東経　一二四―〇九―四一
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十一年十二月二十一日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第四十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　伊里前港第一号防波堤灯台
位置
所在地　宮城県本吉郡南三陸町（伊里前港第一号防波堤外端）
北緯　三八―四二―五三
東経　一四一―三一―三二
変更した事項　光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・六メートル　平均水面上から灯火まで九・五メートル
変更年月日　平成二十一年十二月二十二日

名称　衣浦港東防波堤西灯台
位置
所在地　愛知県衣浦港（東防波堤西端）
北緯　三四―四九―〇七
東経　一三六―五六―三六
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十一年十二月二十二日

名称　佐久島南方灯標
位置
所在地　立馬埼灯台（愛知県田原市）の北北西方約六・一キロメートル
北緯　三四―四二―四八
東経　一三七―〇三―一四
変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十一年十二月二十二日

名称　能登赤埼灯台
位置
所在地　石川県鳳珠郡能登町（赤埼）
北緯　三七―二一―二八
東経　一三七―一五―五八
変更した事項　光度　九、一〇〇カンデラ
変更年月日　平成二十一年十二月二十二日

名称　琉球平瀬灯標
位置
所在地　久高島灯台（沖縄県南城市）の南西方約一・四キロメートル
北緯　二六―〇八―四四
東経　一二七―五二―三一
変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・〇メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十一年十二月二十二日

名称　船浦港東口第二号灯標
位置
所在地　伊武田埼（沖縄県八重山郡竹富町）の東北東方約二・六キロメートル
北緯　二四―二四―四八
東経　一二三―五一―二七
変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十一年十二月二十二日

○海上保安庁告示第四十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　西表島白浜港第一号灯標
位置
所在地　野底埼（沖縄県八重山郡竹富町）の北北東方約一・七キロメートル
北緯　二四―二三―二二
東経　一二三―四四―〇七
変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで四・九メートル　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十一年十二月二十三日

名称　悪波灯標
位置
所在地　梶島（愛知県幡豆郡幡豆町）の北方約一・二キロメートル
北緯　三四―四六―四八
東経　一三七―〇六―〇一
変更した事項　光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・八メートル　平均水面上から灯火まで一〇メートル
変更年月日　平成二十一年十二月二十四日

名称　大立神灯台
位置
所在地　長崎県長崎市（大立神）
北緯　三二―三四―〇一
東経　一二九―四四―二六
変更した事項　光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで六・二メートル　平均水面上から灯火まで二七メートル
変更年月日　平成二十一年十二月二十四日

名称　油津港西内防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県油津港（西内防波堤外端）
北緯　三一―三四―三〇
東経　一三一―二四―〇九
変更した事項　名称　油津港西沖防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県油津港（西沖防波堤外端）
北緯　三一―三三―四〇
東経　一三一―二四―〇五
高さ　地上から構造物の頂部まで九・五メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十一年十二月二十四日

○海上保安庁告示第四十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年一月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰